

呉禄貞と日本 (3)

—呉禄貞に関する伝記史料をめぐって—

李 慶 国

Wu Luzhen (呉禄貞) and Japan (3) :
A Study on Wu's Biographical Materials

Li Qingguo

はじめに

呉禄貞に関するさまざまな伝記には、彼が日本の成城学校と陸軍士官学校に留学したとき、斎藤季治郎と「師弟の関係」があったという話が記されている¹⁾。1907年8月六道溝（当時日本では龍井村と呼ぶ）に統監府派出所の開設から1909年9月日清の「間島協約」²⁾調印後派出所の撤退までの間にいわゆる「間島」の領土問題をめぐって、呉禄貞（吉林邊務幫辦、後に督辦）は、斎藤季治郎（統監府派出所長）と、中国と日本それぞれの国益の代表として直接交渉をし、対決していた。その「師弟」の話があったからこそ、呉禄貞に関する伝記にはドラマチックなプロットと話題が加えられている。ところが、これらの伝記には、呉禄貞が斎藤季治郎にいつ、どこで教わったか、明確な記述はなく、あいまいな表現も多く、また明らかな誤記や誇張のような記述もある。

本論では、拙文「呉禄貞と日本 (1)－呉禄貞に関する伝記史料をめぐって」、そして「呉禄貞と日本 (2)」³⁾に続き、呉禄貞と斎藤季治郎の「師弟の関係」及び「間島問題」をめぐる二人の対立と闘争の史実を考察する。

筆者は、中国語の文献資料の整理と分析に基づき、呉禄貞と斎藤季治郎に関する日本側の資料をさらに調べ、この「師弟の関係」の話を中心に、調査資料から呉禄貞と斎藤季治郎の「接点」などの推論を導き出したいと考えている。また、日本外交史料館に公開された旧陸軍参謀本部や外務省の「機密」公文書、統監府臨時間島派出所の報告書、意見書及び辞令などの史料を探り、いわゆる「間島問題」をめぐって二人の対立する立場、態度、認識、評価などを明らかにしたい。一方、斎藤季治郎の報告書や紀要などでは、呉禄貞への不満、憎悪や密告などの記載によって呉禄貞が日本の侵略行為に断固として抗議し、対日強硬姿勢を示した言動が伺え

る。それゆえ中国領土の主権を守るための闘争において呉禄貞が果たした役割と貢献は如何に重要であるかを評価したい。

一、呉禄貞と斎藤季治郎の「師弟の関係」

王芸生は『六十年来中国與日本』で、呉禄貞と斎藤季治郎との「師弟の関係」に言及している。

禄貞は曾て日本に留学し、士官学生として斎藤季治郎との師弟の誼がある。彼は人となりが有能で練れていて、斎藤のライバルと呼ぶに足る。（「禄貞曾留学日本，為士官学生，與斎藤季治郎且有師生之誼，為人幹達明練，堪稱斎藤之對手。」）⁴

ここでいう「士官学生」は即ち陸軍士官学校の学生である。

呉忠亞「呉禄貞與所謂『間島』問題」（「呉禄貞と所謂『間島』問題」）では、この「師弟の関係」について次のように述べている。

斎藤は曾て士官（学校）で禄貞の留学期の教官をしていた。今度延邊で出会い、交渉の相手となった。斎藤が強大なる国威でおごり高ぶって脅迫し、禄貞を後輩と視し、きつとおとなしく言いつけに従うことができると思ったが、しかし思いもかけず、禄貞は個人的に「羊陸の交」で対応しているが、両国の交渉の場合になると、禄貞は必ず厳正に抗争し、すこしも譲らない。（「斎藤曾任教士官，為禄貞留學時期之老師，此次延邊相逢，適為交渉對手。斎藤挾其強大国威而來，盛氣凌人，尤視禄貞為後輩，滿以為可輕易迫使俯首聽命，但不料禄貞與其私人之間，雖亦『樽酒往還，不減羊陸』，一遇兩國交涉場合，則必抗顏力爭，毫不相讓。」）⁵

趙宗頤・夏菊芳の『呉禄貞』には以下のような記述がある。

呉禄貞は日本士官学校で勉強したとき、斎藤は教官を担当し、彼と師弟の情誼があった。（「呉禄貞在日本士官學校讀書時，齋藤任教官，兩人有過師生情誼。」）⁶

その他、甘鵬雲「呉禄貞傳」、呉忠亞・呉厚智『百年呉禄貞』、胡玉衡『九江處處蹄痕・呉禄貞傳』、朱宏啓・安龍禎『呉禄貞傳』などでは、呉禄貞と斎藤季治郎は殆ど「師弟の関係」であることを記している。

朱宏啓・安龍禎『呉禄貞傳』では呉禄貞と斎藤季治郎について次のように記している。

成城学校は日本士官学校の予備校である。中国人留学生はまずこの学校で一年半学ばなければ、士官学校に入れない。この学校は文・理科に設けられ、軍事学習を中心として特に実地訓練を重視している。(中略)教官の斎藤季治郎は銃剣術の見本をし、生徒たちが真似して練習をする。(「成城学校は日本士官学校の予科学校、中国学生必須先在該校学習一年半後、才能進入士官学校学習。該校設文、理各科、但以學習軍事為主、尤其重視實地訓練。(中略)教官斎藤季治郎做刺殺的示範動作、學員跟着練習。」)⁷

この伝記にはかなり物語の要素を含み、想像に基づいて描かれたところもあるだろう。

以上の各種の伝記から、呉禄貞は日本陸軍士官学校の教官斎藤季治郎と「師弟の関係」があったとするものがあるが、一方で呉が陸軍士官学校の予備校の成城学校で斎藤に教わったとするものもある。では、呉と斎藤の二人はいつ、どこで「師弟の関係」を持っていたのだろうか。

斎藤自身が作成した報告書や、後に統監府派出所長を担当した当時の報告書や電報などには、呉禄貞との「師弟の関係」について、一切記述はない。ところが、呉禄貞と陳昭常（吉林邊務督辦）が徐世昌・唐紹儀へ「間島」問題に関する書簡（報告書）には、大変重要な手掛かりがある。その書簡には、二箇所になたてて斎藤季治郎との「個人間の交誼」という話に触れている。

その一は、斎藤季治郎との対話で「双方の交誼があるため、断じて国家の領土をむやみにしてはいけない」（「断不能因彼此私交而乱国家之疆土」）⁸と書かれている点。もう一つは、呉禄貞が、天寶山銀鑛の鑛滓運出禁止の處理件で、斎藤季治郎に「貴中佐との個人間の交誼を念じて」（「姑念貴中佐私交」）と述べたことがあるという点である⁹。この「個人間の交誼」は、呉禄貞が斎藤季治郎と以前から知り合いになり、付き合いがあったことを裏付けている。この「個人間の交誼」は、いつ、どこで、どういう「交誼」があったかについては、一切触れていないが、「師弟の関係」のことを指す可能性があることは否定できないと考えられる。

次に、呉禄貞と斎藤季治郎との「接点」があった時期を探してみる。

山崎正男編集『陸軍士官学校』の「外国留学生」の章には「明治時代、記録によると、次の年月どおりに外国人留学生が陸軍士官学校に入校している。」と書かれている。

明治 29 年 1 月 韓国士官 11 名
同 31 年 12 月 韓国学生 21 名
同 33 年 12 月 清国留学生 40 名¹⁰



図1 『清国留学生会館第1回報告』（1902年9月刷）に掲載、推定撮影時間は明治34年（1901）12月

呉禄貞は陸軍士官学校の第一期の清国人留学生である。彼は、明治33年（1900年）12月に陸軍士官学校に入学した。上の写真（図1）は、日本士官学校の清国留学生第一期卒業式の記念写真であり、40名の清国留学生卒業生のなかに呉禄貞がいる。

以下に筆者は呉禄貞が日本に留学した成城学校と陸軍士官学校の在学・卒業の履歴略表を整理している。

1899年1月14日（光緒24年旧暦12月3日）に呉禄貞は湖北武備学堂と両湖書院の32名の官費留学生と上海から「薩摩丸」に乗って日本へ。

1月18日に神戸到着、19日に神戸から汽車に乗って出発し、20日に東京到着。

2月初め、成城学校に入学し、陸軍士官学校予備教育を受けた。

1900年7月、成城学校を卒業。同年8月に一時帰国、自立軍蜂起に参加し、安徽省大通で秦力山と前軍を指揮し挙兵した。失敗後、上海を脱出し、日本に戻って近衛騎兵連隊に入隊し、軍事實習を受けた。

同年12月、陸軍士官学校に入学し軍事を学んだ。

1901年11月、陸軍士官学校を卒業。12月～1902年3月末、近衛騎兵連隊で見習い士官として新兵訓練を行った。

1902 年 4 月上旬に帰国する¹¹。

それでは、斎藤季治郎の伝記資料から呉禄貞との接点を探ってみよう。

以下、『20 世紀日本人名事典』、『日本海陸軍総合事典』（第 2 版）、『朝日日本歴史人物事典の解説』、『日本陸軍将官辞典』、東亜同文会『対支回顧録』（下巻）などから、斎藤季治郎の略歴をまとめてみよう。

斎藤季治郎は、明治・大正期の陸軍中将である。慶応 3 年（1867）7 月 3 日に和泉国堺（現在の大阪府堺市）の木綿問屋斎藤甚兵衛の四男として生まれる。彼は明治 16 年（1883）に陸軍幼年学校に入学し、19 年 8 月陸軍士官学校に進み、22 年 7 月陸軍少尉に任じ、大阪歩兵第 8 聯隊付に補せられ、22 年陸軍士官学校の第 11 期生として卒業した。25 年陸軍大学校に入学し、在学中、28 年 2 月第 4 師団副官に補せられて、日清の役戦地に出征した。29 年 2 月陸軍大学校に復帰し、30 年 5 月歩兵大尉に任せられ、12 月陸軍大学校を卒業し、その後、原部隊に戻った。31 年 12 月陸軍士官学校教官に補し、32 年 6 月に参謀本部部員に補せられ、8 月清国政府に招聘され、杭州武備学堂の教官を約五年間に務めた。37 年 4 月に帰国してから、第 3 軍参謀として日露戦争の旅順攻囲戦に従軍した。39 年 8 月朝鮮駐屯軍参謀となり、40 年 11 月陸軍大佐となり、韓国統監府御用掛を兼任した。42 年（1909）11 月にかけ統監府臨時間島派出所長を務める。大正 2 年（1913）中国公使館付武官、4 年支那駐屯軍司令官を経て、5 年中国公使館付武官に再任した。7 年中将となり、8 年帰国して第 11 師団長に就任した。9 年シベリア出兵に参加したが、大正 10 年 2 月 26 日に陣中病没した。彼は陸軍内の中国通として知られた¹²。

注目すべきは、斎藤季治郎の履歴や伝記などには二つの重要な記載漏れがあるということだ。一つは、斎藤は 1906 年（明治 39 年）12 月まで約半年中国の延吉で「商人」の身分で滞在したことがある。なぜなら翌年、統監府派出所長として来た時、地元の人が彼を見覚えるからである¹³。もう一つは、斎藤が統監府派出所長として 1907 年 8 月 19 日に部下を率いて国境を越えたことだが、彼の略歴にも記載されてない。斎藤は統監府派出所長になる前に「商人」ではなく、「統監府御用掛」で極秘の任務を受け、「商人」を装い、情報蒐集などのスパイ活動をしていた可能性は高い。

斎藤季治郎の略歴から、彼と呉禄貞の接点となれる期間は、明治 32 年（1899）2 月から同年 6 月までの間しかないことがわかる。その期間、呉禄貞は成城学校で日本語と初等中学校レベルの「速成」教育を受けている。一方、斎藤季治郎は明治 31 年 12 月に陸軍士官学校教官に補し、32 年 6 月参謀本部部員になるまで見習い教官として成城学校で呉禄貞らの清国留学生を教えた可能性がある。成城学校の「清国学生教授学科科目程度表」¹⁴によれば、呉禄貞が学ぶ科目が 14 個あるが、軍事訓練に関係のあるのは「體操」（柔軟体操、器械体操、剣術、銃槍

術及び各個教練、小隊教練）という科目だけだ。

ところが、「陸軍士官学校職員系統一覧表」（自明治22年至明治39年、1889～1906）に齋藤季治郎の名前記載はない¹⁵。また『成城学校100周年記念集』の「私立成城学校職員表」（明治36年（1903）7月現在）にも齋藤季治郎の名前が載っていない¹⁶。というのは、齋藤季治郎は、陸軍大学を卒業後、陸軍士官学校の教官補佐となっていたが、成城学校と陸軍士官学校の正式な教官ではないので、教職員名簿には載せないはずである。呉禄貞は成城学校在学中、およそ1899年2月から同年6月まで、齋藤季治郎に接する可能性があり、また留学生の軍事訓練科目の「体操」を齋藤に教わった可能性がある。呉禄貞は1900年12月に陸軍士官学校に入学したが、その時、齋藤季治郎は既に中国へ浙江省杭州の武備学堂の教習を務めていた。だが呉禄貞が陸軍士官学校在学中に、齋藤季治郎に教わったことは不可能である。もう一つの理由は、呉禄貞が陸軍士官学校で騎兵を学んでいたが、歩兵出身の齋藤が騎兵を教えるわけではないからである。上記の推論が成り立つとすれば、呉禄貞が「間島問題」をめぐる、1907年8月30日に齋藤と出会った時は既に8年ぶりであった。よって呉が「個人間の交誼」を言ったのは、彼らの成城学校時代での「師弟の関係」を指していることが考えられる。

二、「間島」問題をめぐって——呉禄貞と齋藤季治郎の対峙と闘争

「間島」（かんとう、KAN-TOU）は元々朝鮮語であるが¹⁷、清国と韓国の国境である図們江北岸の和龍「光霽峪」前の「灘地」（砂洲）を指している。地元の中国人はそれを「仮江」（JIA JIANG）と称する¹⁸。日露戦争の後、日本はその「灘地」を故意に図們江北の広い地域（延吉、汪清、和龍、琿春の四県、ほぼ現在の延邊朝鮮族自治州にあたる）まで拡大解釈し、清韓の領土問題の紛争を挑発した。

1907年8月19日に日本の韓国統監府は「韓民を保護する」という口実をつくり、齋藤季治郎中佐らの派出所員及び憲兵を派遣し、図們江を渡って延邊に入り、六道溝（龍井村）に「統監府派出所」¹⁹を設置し、中国東北地方への侵略の橋頭堡を作り上げた。原派出所員・総務課長篠田治策の『間島問題の回顧』（以下、『回顧』に省略）によると、1907年4月18日から29日まで齋藤中佐らと「商人」に変装し、図們江に渡り、延邊の境内に潜入し、東盛涌、局子街、銅佛寺、老頭溝、天寶山、頭道溝、東古城子、龍井村、門岩洞などの「実地踏査」をしてきた。この『回顧』から、齋藤季治郎の一行が清国の主権を無視し、秘かに情報収集と派出所の立地選択を目的とするスパイ活動をしていたことがわかる。その三十年後、篠田治策は当時を振り返って、「此変装旅行は間島の状況を明らかにし、今後計画を立つるに最も有益であった」²⁰と自慢げに述べた。また、齋藤季治郎はこの「実地踏査」の帰国後、「間島視察報告書」を提出した。その報告書には「今回視察ノ目的ハ間島一般ノ状態及び将来設置セントスル統監

府派出所ノ位置等ニ関シ概括的ノ觀察」²¹と記されている。

東三省総督徐世昌は、『東三省政略』(1)「延吉篇」で、「日本人は国際法を顧みなく、勝手に憲兵を率いて国境を越え、韓民を保護するという口実にし、延吉を窃取しようとしている」(「日人不顧公法，擅率憲兵越境，以保護韓民為詞，窃欲據延吉為己有者」)と記している。また、日本があえて天下の大悪を犯し、延邊を手に入れようとする主要な理由は、軍事、交通、移民と物産の四つ方面の利益を狙っているからだと指摘している。我々は注意を怠れば、この領土(延邊)の主権が彼らに奪われるだけではなく、東三省の平和情勢の全体も危うくなり、我が国の領土を侵略しようとする各帝国列強の謀略に新たなモデルを示すことにもなる²²。そこで、邊務督辦の陳昭常、邊務幫辦の呉禄貞を延邊に緊急に派遣し、「間島問題」解決のための邊務調査と交渉を命じたとされる。

呉禄貞は幫辦として1907年9月下旬から1908年9月21日まで、また督辦として1909年6月27日から1910年2月にかけて「間島問題」に深くかわり、邊務紛争の第一線に立って斎藤季治郎をはじめとする統監府派出所の官憲達と対峙・交渉・闘争する中で大活躍した(図2)。ところが、1908年9月に呉禄貞を延吉から奉天・北京に転任(解任)された理由は不明である。徐世昌の上奏文には「呉禄貞は直ちに帰ってきてほかの用務を担当してもらう」²³という一文がある。また、別の上奏文に「商務相談のため、彼を召還した」²⁴と記している。



図2 呉禄貞

銭基博は「呉禄貞傳略」で、呉禄貞の解任について、「督辦(陳昭常-筆者)は自ら禄貞と見劣ると感じ、彼の独自に手柄を立てることを嫉んだ。東三省総督徐世昌が禄貞の才能を重視し、多方に庇護し、彼を奉天に派遣する号令を発した。」(「督辦慚於見絀，而嫉禄貞擅其功。東三省總督徐世昌惜禄貞才，百方解護，檄調奉天幫辦軍務。」)²⁵と指摘している。この話は、即ち督辦陳昭常の妬みからの妨害による説である。神戸輝夫・黒屋敬子の「呉禄貞と間島問題」ではもう一つの説を提供してくれた。「このとき、日本側が閣議決定に先立って清国政府に対し新たな交渉局面の展開する可能性を示唆し、これを妨げるおそれのある人物-紛争を起こしかねない者を間島から遠ざけることを暗に求める可能性も否定できない」²⁶と述べている。つまり当時なるべく日本側を刺激せず、間島問題に関する交渉を円滑に解決しようとする清国政府の考え方があったため、日本が裏に清国政府に工作した可能性はあるだろう。

後任の幫辦傅良佐は1908年9月15日に局子街に到着、その後呉禄貞の対日強硬策を継承しながら、統監府派出所との対立を続けさせた。しかし、清国側の邊務人事異動のため、日本側

はさらに派出所の軍事や警備の勢力を拡充し、強化施策を推進した。傳良佐は、段々意余って力足らず、派出所に対して劣勢になり、半年後、傳が病気のため退任した。呉禄貞は邊務督辦に任じられて再度延吉に赴任することになった²⁷。統監府派出所にとって、彼らの一番対応しにくく避けたい相手は呉禄貞に違いなかった。篠田治策『回顧』で「呉禄貞は日本士官学校出身の軍人にして、珍しく気概のある男であり、日本語を能くし交渉談判の時には、日本語にて卓を叩いて激論したこともあった。三十余歳にして既に中將の地位にあり、得意の絶頂に達して居る故に、兵力を頼んで毎に我等を圧迫したのである」²⁸と述べた。ここで篠田は呉の年齢を誤りにした。実にその時の呉禄貞が三十余歳ではなく、二十八歳であった。しかし彼の回想録から呉禄貞が中国領土を守るために日本に対して厳正な立場をとって真っ向から対決する姿が見られる。

以下では、日本外交史料館に公開された旧陸軍参謀本部や外務省の「機密」公文書、間島派出所の報告書、意見書及び辞令などの史料を探り、「間島問題」をめぐって呉禄貞と斎藤季治郎の二人の対峙と闘争及び評価などを明らかにしたい。

まず、派出所所長の斎藤季治郎という人物について、今迄の中国の研究論文などではあまり触れていないことに注目してもらいたい。

斎藤季治郎は、明治32年（1899）8月に清国政府に招聘され、杭州武備学堂へ赴き、教官（総教習）となった。汪向荣『日本教習』に「日本教習分布表」がある。浙江省の欄に「浙江省杭州：武備学堂（後に陸軍小学堂）教習：斎藤季次郎 総教習」²⁹と記している。ここでの名前の「次」は「治」の誤記である。

日本の『清国兵制改革ノ件（清国ニ於テ帝国武官招聘ニ関スル件）』第1巻、「清国兵制改革ニ関スル傭聘者官姓名」にも「浙江武備学堂 陸軍歩兵少佐 斎藤季治郎」を載せている³⁰。また、斎藤季治郎が浙江武備学堂教習契約満期の前に、延期申請をする書類もある。「招聘続約に付き稟申 歩兵大尉斎藤季治郎以下三名」という書類で、作成者は陸軍総務長石本新六、陸軍大臣寺内正毅、陸軍歩兵大尉斎藤季治郎で作成時期は明治35年（1902）7月17日～明治35年8月11日である。申請書類のなかに「本年九月十一日契約満期」と記している。当時、浙江武備学堂の日本教習斎藤季治郎は、参謀総長侯爵大山巖宛に明治32年9月11日～明治35年9月11日の三年契約満期、引き続き二年留任を申請する³¹。その後、留任の許可を受けとり、明治37年（1904）4月帰国する³²まで、斎藤季治郎が総教習として杭州に滞在した。この4年7ヶ月の教習経験も彼が陸軍内の「中国通」となるのは役に立った。

明治35年（1902）3月9日～明治35年7月21日、在杭州陸軍歩兵大尉斎藤季治郎が作成した「清国浙江省測量に關スル意見」がある。その中に「福建省ト密接ノ關係ヲ有シ今後我邦ノ施設經營上重大ノ価値アル地方ト相認候ニ付テハ該測量手一行ヲシテ帰朝ノ途次別紙如ク測量実施相成度此段意見及具申候也別紙浙江省測量計画。」と書かれている。また明治35年6月

29日には斎藤季治郎が陸軍参謀総長侯爵大山巖宛へ福建省と隣接した浙江省を軍事的な目的で測量する提案を出している。「浙江省ハ長江筋江蘇安徽江西諸省ト軍事上頗ル密接ノ関係ヲ有ス」³³とはっきりとその測量の軍事上の重要性を強調している。しかしその測量データは清国政府に提供するものではなく、日本陸軍軍部に出すものである。しかも「軍事上頗ル密接ノ関係ヲ有ス」のような情報である。これによって斎藤季治郎は浙江杭州武備学堂教官をしながら、軍事の目的での情報蒐集のスパイ活動をしていたことが明らかである。

次に、統監伊藤博文は、1907年7月29日に、「間島統監府派出所開設」（図3）に関して、派出所長斎藤季治郎を現地に派遣したとき、韓国駐劄軍司令官男爵長谷川好道に「訓令」を発した。その「訓令」原文は「極秘」の電報で、「在間島韓国保護ノ為當府御用掛陸軍中佐斎藤季治郎八月上旬ヲ以テ間島ニ入り當府派出所ヲ開設可致答ニ有之供ニ就テハ将来同中佐ニ於テ緊急ノ必要アリト認メル場合ニハ最近ノ我守備隊長ニ出兵ヲ請求スルコトモ可有之ト存候ニ付其節ハ同隊長ニ於テ直ニ其請求ニ応スル様預メ貴官ヨリ御命令有之度此令照会候也」³⁴という。この「訓令」から、「間島」に統監府派出所を開設するという提案は、単に匪賊による嫌がらせやいじめから「在間島韓国保護ノ為」ではなく、清国の領土を占領するという最終目的を達成するための政治的・軍事的作戦の一環であり、また、統監府派出所長として日本国内の派出所長と違い、緊急事態が発生した場合、斎藤が駐劄軍を動員することができるという特殊な権力がある。これでわかるように、統監府派出所は実に準軍事機構の性質を持っているのである。



図3 斎藤季治郎 当初設置した統監府派出所の前に（1907年9月）

その次に、派出所開庁と斎藤所長の「訓令」及び清国政府の対応について、関連する文献や資料を紹介する。1907年8月6日、斎藤季治郎は統監府派出所員28名と憲兵54名、秘密に会寧に集合、待命した³⁵。8月18日、斎藤らは伊藤統監の命令（電報）を受け、19日会寧から出発し、延邊に入境した。この件について、清国政府に事前の伺い、相談や交渉などは一切なく、その日に駐北京日本代理公使阿部守太郎が清国外務部に照会しただけである。その「照会」の内容は以下の通りである。

間島ガ清韓何レノ領土ニ属スルヤノ問題ハ従来両国間ノ懸案ニシテ未タ解決ヲ見ルニ至

ラス然ルニ該地区住ノ韓国臣民ハ今日其数既二十萬餘ニ達シ往々馬賊其他無頼ノ徒ノ凌虐ヲ被リ性命財産ノ安固ヲ保コト能ハサルヲ以テ韓国政府ニ向テ相當ノ保護ヲ請フコト甚タ切ナリト雖事ノ邊境ニ関シ且外交ニ亘ルモノアル以テ同国政府ハ日本政府ヨリ其吏員ヲ派遣シテ居住民保護ノ任ニ當ラシメンコトヲ懇請シ来レリ蓋シ日露戦役以前迄ハ韓国政府ハ時々韓国官吏ヲ間島ニ派遣シテ居住民ヲ保護シタルノ實例アリ然ルニ今ヤ韓国ノ對外關係及韓国臣民ノ保護ノ責務ハ日本政府ニ歸シ而シテ間島ノ所屬問題ハ未タ解決ニ至ラサルヲ以テ日本政府ハ韓国政府ノ懇請ニ接シテ之ヲ黙過スル能ハス仍テ統監府ヲシテ其吏員ヲ至急間島ニ派遣セシムルコトニ決セリ畢竟其目的タルヤーニ居住韓民ノ保護ニ存スルカ故清国政府ニ於テ善ク上陳ノ事情ヲ諒シ間島ニ駐在スル清国官憲ニ適當ノ電訓ヲ發セラレ苟モ錯誤ヲ生スルコトナカラシメラレンコトヲ希望ス。³⁶

日本外務大臣は清朝政府外交部への「照会」を出すと同時に斎藤中佐に「北京ヨリノ返電ヲ待タス明十九日間島ニ向ケ御出發相成リタシ」³⁷という電報を送った。19日清国外務部がこの照会を受けたとき、斎藤らの派出所員一行は既に国境を渡って六道溝（龍井村）に潜入した。この照会は「先斬後奏」（先に処置して後で通知する）という手段をとった証拠である。

清国政府は8月24日（農曆7月16日）に日本の「間島問題に関する声明」に対して公文を以て日本在北京公使に抗議した。この抗議の公文は以下である。

間島ハ延吉廳ニ屬シ槌ニ清国ノ領土ニ係リ該地ニ在ル韓人ハ皆境ヲ逾エテ勝手ニ耕シタルモノ所謂馬賊杯ノ略虐ヲ受ケルト云フカ如キ事實ハ現ニ無之趣ナリト説キ更ニ外務部ノ意見ヲ以テ之ヲ布衍シテ曰ク清韓ノ国境ハ豆満江ヲ天然ノ境トシ元ト間島ノ名目ナシ我カ照会ニ所謂間島ナルモノハ即チ延吉廳所屬ノ和龍峪及光霽峪ニシテ豆満江ノ北ニ在リ従前韓民カ境ヲ逾エテ耕セルモ屢々北洋公司及吉林將軍ヨリ夫々處理シ居レリ該地ニハ從來清国官憲駐紮シ其ノ清国ノ領土タルコト毫モ疑ナシ總督ノ電報ニ依レハ韓民略虐ヲ受ケル事實ナシ今後モ尚ホ應サニ該地方官ヨリ法ヲ設ケテ保護スヘシ統監府吏員ノ派遣ハ斷シテ承認シ難キニ付キ此ノ旨日本政府ニ轉達アリタシ云々。³⁸

その後、清国政府は8月27日（農曆7月19日）、9月6日（農曆8月20日）に日本政府在清国臨時代理公使阿部守太郎に抗議し、統監府派出所所員の撤退を強く要求した。

1907年8月23日に統監府派出所が龍井村に開廳し、斎藤季治郎らは事前に用意した「告示」文（韓文）を貼り付け、「在間島韓国人民ノ生命財産保護ノタメ」と宣揚した³⁹。同時に斎藤は派出所内部に以下の「訓令」を發した。

一、間島ハ韓国ノ領土タルコト。二、韓人ハ清国ノ裁判ニ服従スヘキモノニ非サルコト。三、清国官憲ノ徴スル一切ノ租税ハ派出所ニ於テ之ヲ認メス只清国官憲ノ強圧ニヨリ韓人カ止ムヲ得ス出金スルモノナルコト。四、清国官憲ノ出セル一切ノ法令亦派出所ノ認ムル所ニアラス。五、清国官憲ノ命スル都郷約郷約等ニ対シテハ一般韓人ト同一ノ取扱ヲナスコト。⁴⁰

篠田治策『回顧』によれば、この「訓令」は憲兵分遣所長会議で、以上の「主義を以て行動すべき」ことを訓示したそうである⁴¹。第1条の「訓令」から、清韓のいわゆる「間島問題」は全くの口実であり、真の目的は清の領土を自分らのものにすることだったことがわかる。

1907年7月12日（農曆6月3日）、清国の外務部は東三省総督徐世昌に邊務問題を嚴重に注意し、対応方法を考え、手落ちなく手配せよと指示した。その後、徐世昌は道員の王崇文を夾皮溝へ鉱務調査に派遣し、同時に呉禄貞を延吉へ清韓の国境の測量と調査のために派遣した。

呉禄貞は後にこの測量と調査をまとめて『調査延吉邊務報告』に編集した。その「図説」に「丁未六月、禄貞が三省軍督の命令を受けて同課員周維楨、李恩榮及び六人の学生（測量員一筆者注）と、吉林省から敦化県、延吉廳、琿春などを経て圖們江に沿って長白山に到着した。また夾皮溝から折り返し省都に戻った。行程は約二千六百余里であり、七十三日もかかった。測量が終わって直ちに五十万分の一の地圖を作製した」⁴²と記している。「丁未六月」とは、西暦1907年7月10日から8月8日までの間である。呉禄貞は農曆6月の何日に出発したか不明であるが、推測するには7月12日（旧暦6月3日）に呉禄貞は延吉邊務調査を命じられたことから、1週間以内に出発すれば、おそらく7月19日（旧暦6月10日）頃、73日間の旅は9月29日（農曆8月8日）前後で終わるはずである。『統監府臨時間島派出所紀要』（以下、『紀要』に省略）によれば、呉禄貞は、8月30日（農曆7月22日）に吉強軍統領胡殿甲と一緒に六道溝（龍井村）の統監府派出所を訪れ、斎藤季治郎所長に直接派出所の撤退を要請し、それが無理であれば当分なにごとも着手しないように求めた⁴³。また9月5日（農曆7月28日）に豆満江の沿岸を視察している呉禄貞は、日本憲兵が武器を携帯し国境を越えることに大いに怒って清国守備隊に武器を没収し會寧の日本守備隊に送致するべきと胡殿甲統領に指示し、国境守備の責任は重大であると強く説得したことがわかる⁴⁴。

1907年9月17日（農曆8月10日）、東三省総督徐世昌は「附奏派設邊務督幫辦摺」（上奏文）に前郵傳部右丞の陳昭常を吉林邊務督辦とし、呉禄貞を幫辦とし、延吉へ派遣すること、また陳を副都統に、「呉禄貞が陸軍部監督を何年も務めていたが、顕著な功績があるため」、呉を正參領並び協都統という官職名に授与下されるように上奏した⁴⁵。9月30日（農曆8月23日）に朝廷からの許可の「聖鑒訓示」があった。その後督辦陳昭常と幫辦呉禄貞は直ちに延吉

へ赴任に向かった。彼らは就任後の11月6日（農曆10月1日）に各所に告示を出したが、11月12日（農曆10月7日）にまた以下の告示を出した。

圖們江以北一帯ノ地方ハ我国家根本ノ重地ニシテ邊境ノ要衝タリ加之ナラス越壘ノ韓民雜處スルヲ以テ其間ニ官衙ヲ設ケ兵ヲ駐屯セシメ屢煩累ヲ及ホスコト歎カラス茲ニ改メテ東三省ニ新政ヲ布クニ當リ我総督及巡撫ハ邊陲ヲ顧念シ勉メテ整頓セントシ上奏シテ本官等ヲ派シ吉林邊務ヲ辦理セシメンカ為メ暫時延吉廳一帯ノ地方ニ駐劄セシム本官等延吉廳境内ニ到テ以来地方ノ情形ヲ體察シ適當ナル法ヲ講シ人民ヲ保護シ上朝廷一視同仁ノ心ヲ宣シ下生民安土重遷ノ意ヲ體ス然ルニ聞ク處ニヨレハ無頼ノ遊民アリ謠言ヲ廣布シ端ヲ藉リ事ヲ生シ治安ヲ擾害スルコト之レヨリ甚シキハナシ今ヤ發令ノ初メニ當リ豫メ告示シテ戒シムルニ付キ清韓民等一般ニ知悉セヨ（以下省略）⁴⁶

この告示は、斎藤季治郎らが出した告示とは鮮明に対立し、圖們江以北は我が国の領土であり、邊境の要衝であることを改めて強調した。また清朝政府は国境を越え、この地を開拓し、清国民と雜居している韓民を差別なく保護し、彼らが安穩に暮らすことができるために本官をここに派遣してきたと説いた。今後謠言を飛ばして騒ぎを惹き起こし治安を擾害する「無頼ノ遊民」（統監府派出所のことを暗示する）に嚴重注意を与える。清国政府の対応は日本側よりやや遅れていたが、こうして呉禄貞らが領土を守る闘争は始まった。

『紀要』の「第八章、清国官憲ノ態度；第九章、清国官憲トノ重要ナル交渉事件」には、統監府派出所の立場から清国官憲の態度や清国官憲との交渉過程などを詳しく記している。以下にその事例（節の題目）を取り上げる。

天寶山事件、山林封禁事件、日清人争鬭事件、里程標木拔取事件、我憲兵ノ職務妨害ノ件、韓国官吏ニ對スル中傷ノ件、学校生徒ニ對スル排日的訓示ノ件、韓人ニ辮髮易服強制ノ件、豆満江渡船業妨害ノ件、防穀令事件、明治41年9月中旬清兵暴行事件、局子街に於ケル清兵暴行ノ件、禹跡洞事件（呉不在期間）、塩專賣法施行ノ件（前半、呉不在）、伏沙坪ニ於ケル衝突事件（呉不在）、交番所建築妨害ノ件、大拉子ニ於ケル衝突事件、日本人拘禁事件等がある⁴⁷。

当時、督辦陳昭常、延吉庁知事陶彬、後任の督辦傅良佐らも延吉邊務に参与していたが、これらの事件の中で最も名前が挙がっているのは呉禄貞である。呉禄貞の延吉邊務での功績については、中国の論文や伝記に既に記されているので、ここではこれらの事件についていちいち紹介せず、天寶山事件の処理だけを紹介したい。

当時、天寶山銀鉱は清国人程光弟と日本人中野二郎により共同で經營されていたが、1907年10月に吉林巡撫は程に対して該鉱山の封禁の命令を下した。中野は「所属未定ノ地ニ於テ清国官憲ノ命令ニ服従スルノ義務ナキ」を主張し、「鑛渣（前年度カ採掘シタル鑛石ヨリ銀ヲ

採取シタル残塊ニシテ尚ホ多量ナ銅ヲ含ムモノ）ヲ日本内地ニ運搬ヲ始メ依然試掘ニ従事スルノ方針」⁴⁸を採るつもりであった。11月13日、陳昭常、呉禄貞は守衛隊に図們江沿岸の鉍渣運搬の車両（既に韓国に入った3台の車両を含む）全部差し押さえ、その運搬人員を兵営内に抑留せよと命令した。王芸生『六十年来中国與日本』には、斎藤季治郎所長が自ら交渉に来て極力に運搬の許可を極力懇願したと書いている。また斎藤所長は再三にわたり代わりに詫びをした。呉禄貞は、「貴中佐との個人間の交誼を念じて既に採掘した鑛渣の数量を明白に報告し、今回のみ許可証を与え、そのまま搬出することを許可する」⁴⁹と返答した。『紀要』にもこの「鑛滓搬出ノ禁止」の件について、「陳、呉ハ責任上封禁命令ヲ實行スル外ナケレトモ友誼上清曆十二月末日迄護照ヲ要セスシテ搬出ヲ默許シ差押ヘタル分ハ之ヲ解放スヘシ」⁵⁰と記されている。この事件処理中、両方とも「交誼」と「友誼」のことに言及していた。当然それは督辦陳昭常のことではなく、呉禄貞と斎藤季治郎との関係を指している。日本と清国の領土問題で対峙した二人の間には確かに「師弟の誼」が存在したことに違いはない。この事件の最終結果は、清国方面が十数人の兵隊を派遣して鉍山を封鎖し、数十人の清国人労働者を退去させ、鉍山の入り口と道具倉庫の扉に封印を施し、採掘と運搬を禁止するまでに至った。日本側は現状を維持し、禁令に従って運搬許可証申請や途中報告などを約束したため、呉禄貞は個人間の交誼を念じて封禁の前にすでに積み込まれ輸送されていた鉍滓の出境許可を下した。

『紀要』に列挙される数々の事件のほとんどは、統監府派出所の失敗か妥協に終わっていた。その理由は、斎藤所長や派出所員らが無能だったからでもなく、職責をよく果たしていなかったからでもなく、彼らの努力がすべて不当なものであり、領土主権のある国で「間島が所属未定」という誤謬に基づいて施策を行おうとしたときに失敗しないはずがなかったからであろう。

この二年間、呉禄貞は統監府派出所にとって最大に対応しづらい相手で、また彼らの侵略目標を実施するのに最大の抵抗力となっていた。斎藤季治郎は1909年8月3日に呉禄貞に書簡（声明文）を出した。書簡には「貴翰ニ依レバ依然間島ヲ以テ貴国領土トナシ、且ツ在住韓民ニ對シテ全然貴国ノ法令ヲ執行スルハ、貴国行政ノ自由ニシテ本官ノ関与シ得ル所ニ非ストナス。本官ハ茲ニ至テ貴官ノ妄斷專横邦交ヲ顧ミサルニ一驚ヲ喫セサルヲ得ス候。殊ニ甚シキハ清曆六月十二日付ヲ以テ貴官ハ新ニ此地方カ清国領土タルノ告示ヲ為シ、地方人心ヲ擾乱セシメ、我保護權ヲ迫害セント試ム。斯ノ如クシテ交誼ヲ全フシ、平和ヲ維持セントスルノ實果シテ何レニ在リヤヲ疑ハシメ候。此地方カ所属未定トシテ日清兩國政府間ニ交渉研究中ナルハ、貴官ノ夙ニ知ルトコロナルニ拘ハラス、貴官及ビ貴国官憲ハ任意ニ韓民ヲ拘束スヘキ告示ヲナシ、或ハ新規定ヲ頒布シテ憚カラス。而シテ我ニ對シテハ現状維持ヲ云為ス。斯ノ如キ非理不法ノ行動ハ、本官ノ斷シテ承認スル能ハサルトコロニ有之候。」⁵¹と書いてある。この書簡（声明文）には呉禄貞のことを「妄斷專横」、「迫害」、「非理不法」などの悪口で批判し、攻撃して

いる。それどころか、ここからはいわゆる「間島問題」に対する呉禄貞の立場、態度、姿勢及び言動なども見えてくる。また呉禄貞は国家の領土主権をめぐって全く交渉の余地がないと固持していることもわかる。

1909年9月3日、統監子爵曾禰荒助より外務大臣伯爵小村壽太郎殿への「機密」書簡に齋藤派出所長より提出した「本年七月中ノ間島状況報告」（「統派月報第7号、自7月1日至同31日より」）が附されている。その報告では「呉禄貞着任セハ清国官憲ノ態度正ニ一変シ再ヒ横暴ヲ逞フシ再ヒ我ノ施設ニ妨害ヲ加フルナラント」⁵²などと、名指して、呉禄貞への不満や悪口をぶちまけている。同時に派出所から篠田治策を統監府へ派遣し、直接に統監へ呉禄貞などの態度や間島へ出兵（兵力増加）を訴えていた。しかし篠田は東京に到着するや否や「急転直下満洲の緒懸案と共に間島問題の解決を見たのである」⁵³。

1909年8月13日の「間島問題に関する閣議決定」によれば、「帝国政府カ日清両国ニ存在スル政治上並経済上ノ密接ナル関係ニ鑑ミ将来如何ナル場合ニ於テモ常ニ清国ニ於テ優勢ナル地位ヲ占有スルニ努メ之ト同時ニ今後益々満洲ニ於ケル我特殊ノ地位ヲ確保シ且漸次列国ヲシテ之ヲ承認セシムルノ手段ヲ執ルヘキコトハ帝国對清政策ノ根本主義トシテ曩ニ廟議ノ決定セル所ナリ」⁵⁴ という最終の解決閣議が決められた。同年9月4日（清宣統元年農曆7月20日）に日本と清国の間に「間島に関する協約」（以下、協約に省略）が調印された。その第1條には「日清両国政府ハ圖們江ヲ清韓両国ノ国境トシ江源地方ニ於テハ定界碑ヲ起點トシ石乙水ヲ以テ両国の境界ト為スコトヲ声明ス。」⁵⁵ と記されている。

この「協約」によって、日本は「間島」といわれた延邊地域を清国の領土と認めた。この「協約」の中には、龍井村、局子街、頭道溝、百草溝の地を開放し、日本領事館若しくは領事館分館を設置すること、また吉長鉄道を延吉南境に延長する鉄道の敷設権など、条件付けされた内容がある。当時の国際情勢や清国の現状を考えると、ある程度の妥協をせざるを得なかった。ところが、その「協約」について、当時抗議と批判の声もあった。現在振り返って見ると、この「協約」を調印したのは、1840年アヘン戦争以来、帝国列強と領土問題交渉の諸案件のなかで、清国側の稀な外交上の勝利といってもよい。呉禄貞の貢献はいうまでもなく最大だと考えられる。

統監府「間島」派出所は1909年11月1日に事務を閉鎖し、翌2日該「協約」により龍井村総領事館、局子街・頭道溝・百草溝各領事分館を開設するようになった。派出所撤退前、露清官吏を招き、派出所員と記念撮影（図4）をとった。この写真は呉禄貞と齋藤季治郎が同じフレームに収まっている唯一の写真でもある。



図4 派出所撤退前ニ於ケル露清官吏ノ招待（明治42年（1909）年10月26日撮影）
前列左から4人目は呉禄貞、右から3人目は斎藤季治郎

おわりに

呉禄貞は、日本の陸軍士官学校予備校である成城学校に留学した時、斎藤季治郎に教わった可能性が高い。呉禄貞は陳昭常と東三省総督宛に提出した書簡（邊務報告）に彼と斎藤の「師弟の関係」をも認めるような文句も示されている。また、天寶山銀鉞事件の処理中、呉禄貞は「個人の交誼」を念じ、鉞渣運搬に考慮した。斎藤季治郎も呉禄貞への書簡（声明文）に「交誼」という表現を使っていた。呉禄貞も斎藤季治郎もふたりの「交誼」や「友情」について具体的に説明を語ってはいないが、「師弟の関係」の証拠として成立するはずである。

しかし、残念なことに呉禄貞と斎藤季治郎が1907年に再会したとき、二人は既にそれぞれ中国と日本の代表として「間島」の領土問題をめぐって最前線に置かれ、対峙と闘争の好敵手となった。彼らのバックには近代日中関係や不幸な歴史が反映されている。今回調べていた統監府派出所の紀要、報告書、電文、書簡、機密・極秘の公文書、外交資料などから、呉禄貞は延邊邊務に関わった二年半で「協約」が調印されるまでに対日強硬姿勢を示し、「間島問題」を粘り強く穏便に処理したことがわかる。呉禄貞の延邊邊務における一連の施策や『調査延吉邊務報告書』などは今日においても高く評価できるに違いない。また以上取り上げた諸資料か

ら、日本が中国の東北三省特に「間島」といわれる延邊地域を覬覦し、支配しようとする情勢のなかで、呉禄貞は邊務幫辦、後に督辦に就任し、中国の領土問題対応の中心的な存在として登場した。彼が統監府派出所長斎藤季治郎を中心とする派出所員・憲兵などを相手にし、日本の要求に一步も譲らなくて対峙・抗議・阻止・衝突などを繰り返して戦ったことは高く評価されるべきだと考えられる。

注

- 1 呉禄貞に関する伝記の中に、趙宗頤・夏菊芳『呉禄貞』（上海人民出版社、1982年5月）、胡玉衡『九江處處蹄痕・呉禄貞傳』（近代中国出版社、台北、1982年10月）、皮明苦・虞和平・呉厚智編『呉禄貞集』（華中師範大学出版社、武漢、1989年）、呉忠亞『呉禄貞的一生』（呉忠亞・呉厚智著『百年呉禄貞』、湖北人民出版社、2011年3月）、安龍禎編著『愛国将領呉禄貞』（世界華人出版社、2009年9月）、安龍禎編著『磅礴精英呉禄貞』（中国国際図書出版社、2011年9月）、朱宏啓・安龍禎『呉禄貞傳』（中国国際図書出版社、2013年9月）など、殆ど呉禄貞と斎藤季治郎との「師弟関係」の話が書かれている。
- 2 1909年9月4日（農曆7月20日）に「大日本国特命全權公使伊集院彦吉」と「大清国欽命外部尚書會辦大臣梁敦彥」とは調印した。この「間島協約」の題目は「間島ニ関スル日清協約」であるが、中国語の題目はない。外交史料館、請求番号 C33。国立公文書館・アジア歴史資料センター HP: <http://www.jacar.go.jp>。中国語で一般に「圖們江中韓界務條款」という。王芸生編著『六十年来中国與日本』（三聯書店出版、1980年8月）による。
- 3 李慶国「呉禄貞と日本 (1) - 呉禄貞に関する伝記史料をめぐって」『追手門学院大学国際教養学部紀要』（2017）「呉禄貞と日本 (2) - 呉禄貞に関する伝記史料をめぐって」『追手門学院大学国際教養学部紀要』（2020）
- 4 王芸生『六十年来中国與日本』第5巻、112頁。
- 5 呉忠亞・呉厚智『百年呉禄貞』、130頁。
- 6 趙宗頤・夏菊芳『呉禄貞』、55頁。
- 7 朱宏啓・安龍禎『呉禄貞傳』、20頁。
- 8 「曉諭華韓人民告示之交渉」、徐世昌撰『東三省政略』（一）、（復刻版、台湾文海出版社印行、民国54年）、298頁。「断じて互に個人間の交際があるため、国家の領土をむやみにする」（原文：「斎藤又云：我之以善意勸告，無非望彼此為和平之交際似不宜為此過分之語。復答以君之美意，我所深感，然断不能因彼此私交而乱国家之疆土」。
- 9 同上。「對禁天寶山鑛産之交渉」、305頁。
- 10 山崎正男編集『陸軍士官学校』（偕行社、昭和45年1月再版、秋元書房）。
- 11 同注3。
- 12 以上の人物事典の中に以下のデータを欠いている。明治40年（1907）8月19日に斎藤季治郎中佐は統監府派出所員と憲兵らを率いて延邊に入り、明治42年（1909）11月にかけて統監府派出所所長を務めた。その間に明治40年11月に斎藤季治郎は中佐から大佐と昇進した。
- 13 「日人調査延吉職員一覧表」の備考に「斎藤季治郎は去年廳街に半年商売をしたが、その時彼が斎藤であることを知らなかった。11月頃（農曆-筆者）に帰った。今年にここに来て派出所長となった。地元の人は彼を見覚えて」と書いてある。もう一つ注目したいことは、この「日人調査延吉職員一覧表」に派出所の法律顧問・総務課長の篠田治策の名前が載ってない。当時偽名を使っていたかもしれない。李澍田主編『光緒丁未延吉邊務報告・延吉庁領土問題之解決』（吉林文史出

- 版社、1986 年 7 月) による。150～154 頁。
- 14 筆者が原本を元に作成したものである。同注 3、「呉禄貞と日本 (1)」。
- 15 『陸軍士官学校』の「陸軍士官学校の概略」にも載ってない。
- 16 『成城学校百年』(非売品、発行者学校法人成城学校、昭和 60 年 11 月)。
- 17 「間島」という名称の起源は朝鮮語の「江東」(gang do)、「幹東」(gang do)、「壘島」(gan do) から変遷してきたものである。延辺地域を「間島」と呼ぶのは日本による意図的なものであった。『延吉邊務報告』(呉禄貞・周維禎編)によると、日露戦争の後、日本人守田利遠は『満洲地誌』で「間島」の謬論を提唱したのが始めてであったという。『光緒丁未延吉邊務報告・延吉廳領土問題』による。110 頁。
- 18 王芸生編著『六十年来中国與日本』第 5 卷、97 頁。
- 19 1907 年 8 月 23 日に斎藤季治郎らは「龍井村」で「統監府派出所」を設けている。当時掛けられた看板は「統監府派出所」であるが、1908 年 4 月 10 日に「統監府臨時間島派出所官制ノ發布」によって派出所は「統監府臨時間島派出所」と改めた。詳しくは「駐韓日本公使館記録 1908 年度間島派出所概況報告書」(『朝鮮統治資料』第一卷、韓国史料研究所、1970 年 3 月発行)参照、409 頁。
- 20 篠田治策『白頭山定界碑』(楽浪書院、昭和 13 年(1938)12 月)に、「此変装旅行は間島の状況を明らかにし、今後計画を立つるに最も有益であった。即ち此旅行によりて従来漠然たりし間島の境界も略々假定することを得、不日公然進入し来つて韓民を保護すべき区域及び官舎設置の地點を豫定し得たのみならず、韓人分布の状況、地勢、交通、住民の生活状態並びに清国政府施設の実状を知るを得た」と述べる。292-293 頁。
- 21 「間島視察報告書」(斎藤季治郎、資料作成：明治 40 年(1907)5 月)、外務省外交史料館、請求番号：1-4-1-33_2_002。
- 22 「延吉篇」『東三省政略』(1)、223 頁～230 頁。
- 23 「附奏派傅良佐幫辦延吉庁邊務片」(光緒三十四年七月十九日附奏本月二十七日奉到)、『東三省政略』(1)、243 頁。
- 24 「附奏派呉禄貞督辦延吉邊務並升級加銜片」(宣統元年閏二月二十八日(1909 年 4 月 18 日)附奏三月十一日(4 月 30 日)附奏奉到)、『東三省政略』(1)、245 頁。
- 25 朱宏啓・安龍禎『呉禄貞傳』付録「呉禄貞傳」より引用。
- 26 神戸輝夫・黒屋敬子「呉禄貞と間島問題」(『大分大学教育学部研究紀要』14 (1) 1992 年)、注 54、12 頁。
- 27 同注 24、原文：「現在傳良佐因病請假回省就医已准其開去幫辦差使、而延吉界務正在開議、深恐難於解決。希圖進步非得洞悉邊情、声望夙著之員難期勝任。相應請旨將該員呉禄貞派充督辦吉林延吉邊務。」という。
- 28 篠田治策『白頭山定界碑』付録「間島問題の回顧」、327 頁。
- 29 汪向荣『日本教習』(三聯書店、1988 年)、89 頁。
- 30 「清国兵制改革一件・清国ニ於テ帝國武官招聘ニ関スル件」、外務省外交史料館、請求番号：5-1-1-0-14-001。
- 31 「招聘続約に付き稟申歩兵大尉斎藤季治郎以下 3 名」(歩兵大尉斎藤季治郎の他に砲兵特務曹長三宅縫造、歩兵曹長林朝雄)、参謀本部一雑-M35-11-127 (所蔵館防衛研究所)、国立公文書館・アジア歴史資料センターによる。
- 32 斎藤季治郎は「日口戦争」のために召還され、第 3 軍参謀として日露戦争の旅順攻囲戦に従軍した。
- 33 「清国浙江省測量に關スル意見」参謀本部歴史草案(資料)明治 35 年 3 月(2)、国立公文書館、請求番号：C15120043100。

- 34 「間島統監府派出所開設ニ関シ韓国駐劄軍司令官ノ訓令報告ノ件」、国立公文書館、請求番号：別00170100。
- 35 「統監府派出所開設當時ノ職員表」（『統監府臨時派出所紀要』、『朝鮮統治史料』第1巻「間島問題」、396～397頁。
- 36 『日本外交文書』第40巻第2冊、873頁。この照会の内容は明治39年（1906年）12月12日統監が外務大臣宛の「極秘」書簡から見える。その後、外務大臣子爵林董が明治40年8月7日に統監侯爵伊藤博文殿への「間島問題ニ関シ清国政府ニ對スル聲明ノ件」（機密第25號）は何箇所の内容と表現を改変した。詳しくは「駐韓日本公使館記録 1906・1907年間島問題関係書類」（『朝鮮統治史料』第1巻、508頁、563～564頁）参照。
- 37 明治40年（1907）8月18日午後8時 分發統監府第4號電文。「駐韓日本公使館記録」（『朝鮮統治史料』第1巻、570頁）による。
- 38 「駐韓日本公使館記録」の「在北京阿部代理公使ヨリ林外務大臣へ宛8月25日附ヲ以テ左ノ通電報アリタルニ付キ至急齋藤中佐ニ転電アリタシ」より引用。『朝鮮統治史料』第1巻、576頁。
- 39 『統監府臨時間島派出所紀要』による。『朝鮮統治史料』第1巻、47頁。
- 40 同上、97頁。
- 41 『白頭山定界碑』付録「間島問題の回顧」、楽浪書院、昭和13年（1938）12月發行。316頁。
- 42 『調査延吉邊務報告書』は九章に分け、第一章、延吉廳幅員之廣袤；第二章、延吉廳疆域之歴史；第三章、延吉廳自国初至今建設之沿革；第四章、韓民越壘之始末；第五章、吉韓界務之始末；第六章、日韓對於謬論之詳辯；第七章、日人經營延吉之原因；第八章、日人經營延吉之手段；第九章、日人越境之挙動。この『調査延吉邊務報告書』は最初の版本である。幫辦吉林邊務陸軍協都統銜正參領吳祿貞謹製、光緒33年12月25日（1908年1月28日）、吉林官書刷印局印。
- 43 『統監府臨時間島派出所紀要』による。『朝鮮統治史料』第1巻、48頁。
- 44 同上、49頁。
- 45 「附奏派邊務督幫辦摺」、『東三省政略』（4）、241頁。
- 46 『統監府臨時間島派出所紀要』による。『朝鮮統治史料』第1巻、157頁。
- 47 同上、177～225頁。
- 48 同上、177頁。
- 49 王芸生『六十年来日本與中国』第5巻「第8節、陳昭常吳祿貞督辦吉林邊務」に「齋藤再三懇求、代為謝過。乃答之曰：姑念貴中佐私交，令將所存者報明數目，予以護照，准此次盡數運出。若以後再查有私運事件，不但扣留，定必照章處罰」と述べられている。116頁。
- 50 『統監府臨時間島派出所紀要』による。『朝鮮統治史料』第1巻、178～179頁。
- 51 1909年7月19日、21日、29日、齋藤季治郎より吉林邊務督辦吳祿貞への書簡もある。外務省外交史料館、請求番号：1-0362。
- 52 機密統監1594号、『間島ノ版図ニ関シ清韓兩國紛議一件』、第17巻、請求番号：1-0363。
- 53 『間島問題の回顧』による。『白頭山定界碑』、331頁。
- 54 外務省編『日本外交年表並主要文書』（1840-1945）（上）原書房、昭和63年（1988）4月、第6版。318頁。
- 55 外務省外交史料館、請求番号：1-0363。